

秘密保護法 解説

第9回 ツワネ原則と秘密保護法

秘密保護法対策本部 副本部長 出口 かおり (64期)

秘密保護法案が国会で審議された昨年11月頃、「ツワネ原則に則った見直しを！」という意見が、日弁連や多くの市民団体から出された。

ツワネ原則は、正式名称を「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」といい、自由人権規約19条やヨーロッパ人権条約10条を踏まえて、国家安全保障分野において立法を行う際の、国家安全保障のための合理的な措置と、市民による政府情報へのアクセス権の保障を両立するための指針である。70か国以上、500人を超える民間の専門家らとの会議を経て、2013年6月に南アフリカの首都プレトリア近郊ツワネで発表されたため、ツワネ原則と呼ばれている。

市民が政府の情報に十分アクセスでき、国の政策決定に一定の役割を果たすことこそが真の国家安全保障、民主的参加及び健全な政策形成につながる。国家安全保障上の利益保護のために情報を秘匿することを認めるとしても、あくまでもそれは人権擁護のため。それが、ツワネ原則の背景にある考え方であり、民主主義国家において基本的に採用されるべき考え方である。

ツワネ原則は、秘密指定のあり方に限らず、情報公開、文書管理、内部告発者保護など、市民の情報へのアクセスを保障するための制度全般にわたって、50項目にわたる原則（実務的ガイドライン）を示している。日弁連のホームページ (<http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/statement/data/2013/tshwane.pdf>) に全項目の日本語訳が載っているので、参照されたい。

ツワネ原則からみた秘密保護法の問題点をいくつか指摘すると、以下のとおりである。

① 公的機関の情報にアクセスする権利を制限する場合、その正当性を証明するのは政府の責務である

が（原則1, 4）、秘密保護法は報道の自由や知る権利に「配慮する」と規定するだけで（21条）、このような政府の責務を明示していない。

② 恣意的な秘密指定を無効にできるよう、市民が秘密解除を請求するための手続きが明確に定められるべきところ（原則17）、秘密保護法にはこのような規定はない。

③ 内部告発者が明らかにした情報もたらす公益が、秘密保持による公益を上回る場合には、当該告発者が報復等の不利益を受けるべきではないところ（原則43, 46）、秘密保護法にはこのような規定はなく、公益通報者が漏えい罪（23条）によって処罰される危険が大きい。

④ 公務員でない者は、秘密情報の受領や公衆への公開、秘密情報の探索、アクセスに関する共謀その他の罪により訴追されるべきではないとされるが（原則47）、秘密保護法は公務員でない者も広く処罰できるようにしている（24ないし27条）。

安倍首相は、ツワネ原則は民間団体が作ったものに過ぎないと一蹴したが、世界の流れを理解していない謬見である。この原則の策定にはアムネスティ・インターナショナル等の著名な国際人権団体だけでなく、国際法律家連盟のような法律家団体、安全保障に関する国際団体等、22の団体や学術機関が関わっている。欧州評議会（人権、民主主義、法の支配の分野で国際社会の基準策定を主導する汎欧州の国際機関）の議員会議においてもツワネ原則が引用されており、今後、欧米諸国の秘密保護法制がツワネ原則を参照して改正される可能性が十分あり、日本の秘密保護法は時代遅れのものになるだろう。ツワネ原則に照らし、まずは秘密保護法を廃止すべきである。